

# ヘルパーステーション

利用者の尊厳と基本的人権を尊重し、専門職としての自覚を持ち、利用者が安心して、自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護及び生活援助を支援します。

利用者一人一人のニーズにあったサービスの提供ができるよう、訪問介護員の意識統一を図り、個々の介護技術や意識を高め、他のサービスとの連携を保つことで、誰もが安心して生活ができるように支援します。

## 1. 適切なサービス提供

- (1) 居宅ケアプランに基づき訪問介護計画書を作成し支援を行っていきます。また、ケアプランで作成された標準時間と実際の提供時間が著しく乖離している場合は、提供時間を記録した上で居宅介護支援事業者に連絡を行いプランの見直しを行って頂き、利用者に現在必要であるプランの作成に努めます。
- (2) 訪問介護の専門的観点から利用者の状況把握を適切に行い、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- (3) サービス提供に当たり、サービス提供責任者の責務を理解し、居宅介護支援事業者やサービス関係者と情報共有し、よりよいサービスの提供を行えるよう努めます。
- (4) 「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行に対し、利用者の状態や必要性に合わせてサービスを提供し、介護予防と日常生活の自立を支援します。また、現在利用者が総合事業への移行に伴いスムーズな移行・現在利用の変らないサービスの継続により安心していただけるよう支援します。

## 2. 専門職としての専門性の向上

- (1) 常に専門職である事を念頭に、ケア計画に沿ったサービス提供が実施出来ているかを適宜検証する事で、統一した支援や介護を行います。
- (2) 事業所における人材確保の必要性を踏まえ、生活援助中心型について人材の確保の裾野を広げ、担い手を確保し質の向上に努めます。
- (3) ヘルパー会にて難しい生活課題のある利用者のケアについて検討し、記録などを活用し、ヘルパー同士や事業所内などでも情報共有に努めます。また、互いのケア内容や技術を確認し合い、利用者に安心・安全なサービスが提供できるよう資質向上に努めます。

## 3. リスクマネジメントの徹底

- (1) リスクに対する知識の習得及び自己管理を徹底し、異常時には早期連絡・対応が行える体制作りをします。
- (2) 緊急時に備え、日頃から各部署との連携や協力が図れる様に、必要な情報を提供します。
- (3) 事故が起きた際の速やかな報告・連絡体制の強化と誠意ある対応に努めます。